

令和7年第9回 札幌市教育委員会会議録

※非公開に係る議案（議案第5号から議案第6号）を除く

報告第1号については、非公開とすべき理由が消滅したため、会議録のみ公開いたします。

令和7年第9回教育委員会会議

1 日 時 令和7年5月12日（月）13時30分～15時30分

2 場 所 STV北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

教 育 長	山 根	直 樹
委 員	佐 藤	淳
委 員	石 井	知 子
委 員	中 野	倫 仁
委 員	朝 倉	由紀子
教育次長	廣 川	雅 之
総務部長	井 上	達 雄
学校支援担当部長	木 戸	拓 史
学校教育部長	佐 藤	圭 一
調整担当部長	吉 田	憲 史
児童生徒担当部長	喜多山	篤
教職員担当部長	菅 野	智 広
総務課長	千 田	博 史
庶務係長	牛 嶋	和 成
書 記	熊 谷	優 治

4 傍聴者 4名

5 議 題

議案第1号 札幌市教育委員会事務局職員の懲戒処分に関する指針の改正について

議案第2号 学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について

議案第3号 南区藤野地区の学校規模適正化等に係る今後の取組方針について

議案第4号 札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について

議案第5号 札幌市教科用図書選定審議会委員の任命又は委嘱について

議案第6号 審査請求に係る却下決定について

報告第1号 議会の議案についての市長への意見の申出に係る臨時代理について

【開 会】

○山根教育長 これより令和7年第9回教育委員会会議を開会いたします。

本日の会議録の署名は、中野倫仁委員と朝倉由紀子委員にお願いいたします。

なお、道尻豊委員からは所用のため会議を欠席される旨のご連絡をいただいております。

本日の議案第5号は附属機関の委員の任命に関する事項、第6号は審査請求に関する事項、報告第1号は議会の議案についての市長への意見の申し出に関する事項でございます。

教育委員会会議規則第14条第1項第3号、第4号及び第5号の規定により公開しないこととしたいと存じますが、いかがでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○山根教育長 それでは、議案第5号、第6号、報告第1号は公開しないことといたします。

◎議案第1号「札幌市教育委員会事務局職員の懲戒処分の指針の改正について」

◎議案第2号「学校職員の懲戒処分の指針の改正について」

○山根教育長 それでは議事に入ります。

議案第1号「札幌市教育委員会事務局職員の懲戒処分の指針の改正について」及び議案第2号「学校職員の懲戒処分の指針の改正について」であります。いずれも指針の改正に関する事項でございます。

これについてまとめて説明、ご審議をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○山根教育長 ありがとうございます。それでは議案第1号及び第2号はまとめて説明審議を行うことといたします。事務局から説明をお願いいたします。

○総務部長 総務部長の井上でございます。議案第1号「札幌市教育委員会事務局職員の懲戒処分の指針の改正について」及び議案第2号「学校職員の懲戒処分に関する指針の改正について」一括してご説明いたします。

第1号は事務局職員、第2号は学校職員と対象となる職員は異なりますが、どちらも同じ懲戒処分の指針に関する議案となっております。

事務局職員の指針につきましては、市長部局の「懲戒処分の指針」と同一のものとしており、学校職員の懲戒処分の指針については、市長部局の「懲戒処分の指針」を基本としつつ、児童生徒に対する非違行為等、学校現場に特有の事由を追加・補正した上で、策定しております。

改めまして、本日お諮りするのとは、このたび、市長部局において「懲戒処分の指針」が、令和7年3月27日付けで改正されたことを受けまして、教育委員会としまして、事務局職員及び学校職員の懲戒処分に関する指針を改正するものです。

両議案につきましては、軽微な文言修正を除き、重複している部分がありますので、議案第1号の資料に基づいてご説明いたします。

議案第1号の別添2の新旧対照表をご覧ください。「第1 基本事項」の「3 処分の加重について」の項目に、「(6) 非違行為を隠ぺいしたとき」という規定を新設し、非違行為を隠ぺいすることは、処分量定を検討する際に加重要素として考慮する事由であることを明確にしております。

また、「4 処分の軽減等について」の規定について、これまで「職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき」という内容が軽減事由となっておりましたが、手遅れにならないように申出てもらえるよう、「被害が最小限に抑えられたとき」を要件として追加しています。その他、所要の規定整備を行ったものです。

以上が学校職員の指針にも共通の改正点でございます。加えまして、事務局職員のみ、裏面の「4 公務外非行関係」、「(15) 強制わいせつ」において、性犯罪に係る刑法の改正に伴いまして、「不同意わいせつ」、「不同意性交」等の文言を修正しています。

また、下段の「5 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係」の「(3) 飲酒運転以外の交通法規違反」の規定につきましても、量定に免職を追加を修正しております。

なお、学校職員の懲戒処分に関する指針では、交通事故・違反の基準等につきましては、別に「学校職員の交通事故等に係る措置について」という基準において、市長部局と比べてより具体的な基準になっているため、今回修正を要しません。

適用期日は、議決日とさせていただきたいと考えております。

説明は以上でございます。議案第1号及び第2号について、ご審議よろしく願います。

○山根教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、質問がございましたら願います。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 ありがとうございます。それでは議案第1号及び議案第2号につきましては、提案どおり決定をされました。

◎議案第3号「南区藤野地区の学校規模適正化等にかかる今後の取組について」

○山根教育長 続きまして、議案第3号「南区藤野地区の学校規模適正化等にかかる今後の取組について」であります。

○学校支援担当部長 学校支援担当部長の木戸でございます。

議案第3号「南区藤野地区の学校規模適正化等にかかる今後の取組方針について」でございます。

資料をご覧ください。前に本案の趣旨についてご説明をいたします。

本案は、藤野地区において学校の適正規模を下回る適正化に取り組む対象とする通常学級12学級を下回る藤の沢小学校と隣接する藤野南小学校の学校規模適正化の取組にかかる検討と、同地区に設置した学校配置検討委員会から先に提出されました意見書の内容をご報告するとともに、その趣旨を尊重して進める方針についてお諮りするものでございます。

はじめに、藤野地区におけるこれまでの検討等について説明をいたします。お手元の別紙1「南区藤野地区の学校適正化等にかかる今後の取組方針（案）」をご覧ください。

1「主な検討経過」ですが、取組に当たりましては令和3年度地域保護者に対して藤の沢小学校と藤野南小学校の学校規模適正化に関する札幌市の案を提示いたしました。

その後、地域や保護者との意見交換や説明会を経て、令和5年3月に地域や保護者それぞれの代表者等で構成する藤野地区学校配置検討委員会を設置し、取組案に基づき学校規模適正化を行う場合の課題等に関する協議検討を行っていただきました。

約2年にわたる協議の結果、4月22日検討委員会からこれまでの検討を踏まえた意見書が提出されております。

別紙3には参考として同地区の地図情報と対象の学級数の実績推計値を掲載しておりますのでご覧いただければと思います。

なお、今後の取組方針については後ほどご説明をいたします。

続きまして、検討委員会から提出された意見書の内容についてご説明をいたします。別紙2の意見書をご覧ください。本意見書は4月22日付けで委員会の代表委員である藤野地区町内会連合会会長の吉田委員から山根教育長宛てに提出されたものでございます。

各項目についてご説明いたします。まず1番目、「藤野地区の小学校再編について」でございますが、取組案のとおり藤の沢小学校と藤野南小学校について、藤野南小学校の校舎及び敷地を活用して再編することとされております。

なお、2「小学校再編の実施方法」に「児童数の推移」とありますが、これは再編によって不足教室が生じるなど教育環境が悪化することのないよう、児童数に応じた対応を検討することを念頭に置いたものとなります。

続きまして2「通学区域等について」でございます。再編後の通学区域は現在の両校の区域を合わせたものとするとしてされております。

ただし再編により通学距離が長くなる児童に配慮し、石山緑小学校も選択できる指定変更区域を設定することを望むとされております。

併せて、中学校進学時におきましても、指定校が石山中学校となる区域について、再編後の小学校と距離の近い藤野中学校も選択できる指定変更区域を設定することを望むとされております。

指定変更区域の詳細については、次ページの別表のとおりとなっております。

なお、小中学校の通学区域につきましては別途、通学区域審議会においてご審議いただく予定でございます。

下段の3「通学安全に関する要望等について」でございます。通学距離が長くなる児童や体に不自由が伴う児童から、学校や保護者、地域等がこれまで以上に連携を深め、取組を充実させていく必要があること。

さらに、教育委員会、札幌市も協力し、バス事業者との協議等も含め、児童の安全、円滑な通学に十分配慮することとされております。

最後に4「その他の要望」として3点挙げられております、(1)(2)には、再編に向けた交流事業の実施、再編前後の教職員の業務負担を考慮した人員配置などが記載されております。

(3)では再編後について、両校の特色や歴史を引き継ぎつつも、将来の子供たちのために未来志向の新しい学校づくりを進めることとされております。

結びとして、「今回の再編の取組により、子供の教育環境改善はもとより、藤野地区がより一層魅力ある地域になることを望む」と記載されております。

以上が意見書の内容でございます。

続きまして、これらの意見書内容を踏まえて教育委員会としての今後の取組方針についてでございます。

資料1、別紙1にお戻りください。下段2に今後の取組方針案を記載しております。教育委員会といたしましては、この意見書を尊重し、藤野南小学校の校舎敷地を活用して再編を進める。

他、再編による児童数に対応した教育環境の整備や通学安全に関する検討などを進めてまいりたいと考えております。

また開校時期につきましては、現時点において令和10年度を想定しており、追って藤の沢小学校の廃止及び再編後の通学区域の決定、必要な学校設置条例の改正などについてご審議をお願いすることを予定しております。

なお、今後につきましては、東区などの取組についても進捗に応じてお諮りする予定でございますので、何卒よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○山根教育長 ありがとうございます。ただいまの説明に対しましてご質問がございましたらお願いいたします。

○佐藤委員 通学に関しての要望というところなのですが、バスというのは路線バスのことですか。

○学校支援担当部長 はい。

○佐藤委員 路線バスの時刻等は確認されておりますか。

○学校支援担当部長 はい。登校のタイミングでいいますと、藤野3の2というバス停があるのですが、そこが8時4分と、その次8時6分発となっておりまして、通学にはちょうど良いタイミングということになっております。

○山根教育長 その他ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは議案第3号につきましては、提案どおり決定されました。

◎議案第4号「札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について」

○山根教育長 続きまして、議案第4号「札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問について」であります。

○学校教育部長 学校教育部長の佐藤でございます。議案第4号「札幌市教科用図書選定審議会に対する諮問」についてご説明いたします。

札幌市では、教科用図書の選定を公正に行うため、条例に基づく附属機関であります「札幌市教科用図書選定審議会」を設置しており、教育委員会の諮問により、調査研究を行っております。

本年度は、令和8年度に使用する高等学校・中等教育学校後期課程用、特別支援教育用の教科用図書の採択替えを行う必要がございますので、審議会ではこれらの教科用図書の調査研究を行っていただき、教育委員会に答申をいただくことといたします。

本案は、教科用図書採択を行うのに必要な調査研究を、審議会に対して諮問することについて、お諮りするものでございます。

本題に入ります前に、お手元の資料の本年度に行う教科用図書採択についてご説明いたします。

議案の「概要」のインデックスのページをご覧ください。最初に、教科用図書の採択の種別についてでございますが、「2」にありますとおり、小学校用、中学校用、高等学校用、特別支援教育用4種類に大別できます。

なお、義務教育学校につきましては、その教育の成果を他の市立小中学校の課題探究的な学習の充実に生かしていくことも大きな意義の一つであることから、市立小中学校と同一の教科用図書を使用するものとし、前期課程を小学校用に、後期課程を中学校用に含めることとします。

同様に中等教育学校につきましても、前期課程は中学校用に含めるほか、後期課程も、他の市立高等学校と同じく採択することとしているため、高等学校用に含めることとします。

次に、採択替えの周期についてでございますが、同じく「2」にありますとおり、小学校と中学校は法令の定めにより原則4年ごとに、法令による定めのない高校と特別支援教育は原則毎年、採択替えを行っております。

次に、本年度行います、令和8年度に使用する教科用図書の採択につきましては、「3」にありますとおり、小学校については令和5年度に、中学校については令和6年度に全科目の採択替えを行ったことから、現在使用しているものを引き続き採択することといたします。

最後に、高等学校用及び特別支援教育用の教科用図書については、これらについては、例年どおり今年度も採択替えを行うことといたします。

本年度に行う教科用図書の採択についての説明は以上でございます。

続いて、「調査研究の基本方針」についてご説明いたします。こちらは、教育委員会が選定審議会に対し、それぞれの教科用図書について調査研究の方法や観点を示したものでございます。

まず、高等学校用及び特別支援教育用教科用図書それぞれについての「調査研究の基本方針」について、ご説明させていただきますので、「高校等」のインデックスのページをご覧ください。「令和8年度に使用する高等学校用、中等教育学校後期課程用教科用図書の調査研究の基本方針」でございますが、高等学校用、中等教育学校後期課程用については、「1」の「調査研究の方法」のとおり、各学校から出される、学校ごとの使用希望教科用図書等について、「2」にあります「調査研究の観点」により、調査研究を行うものであります。

次に、「特別支援」のインデックスのページをご覧ください。「令和8年度に使用する特別支援教育用教科用図書の調査研究の基本方針」でございますが、「1」の「調査研究の方法」のとおり、今後、北海道教育委員会から示される採択基準に基づきまして、北海道教育委員会が作成する「一般図書採択参考資料」の対象となっている一般図書についてと、「2」にあります「調査研究の観点」により調査研究を行うものであります。

加えて、種目によって「一般図書採択参考資料」の対象となっていない図書についても、教科用図書の候補となるものがある場合、調査研究を行うこととしております。

私からの説明は以上でございます。

高等学校用、特別支援教育用教科用図書に関する調査研究を選定審議会に諮問するための「調査研究の基本方針」について、また、小学校用及び中学校用の教科用図書につ

いては、本年度は採択替えを行わず、昨年度と同一の教科用図書を採択することについて、ご審議をお願いいたします。

○山根教育長 はい、ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

○佐藤委員 教えていただきたいのですが、「高校等」のインデックスの1－2のところに書いてある「教科書選定趣意書」というのは、教科書会社が付けてくるものなのですか。

○学校教育部長 教科書会社ごとに、どのような趣旨で教科書を編成したかということが趣意書として公表されることになっております。

○佐藤委員 これは今、小学校、中学校ではないですね。

○学校教育部長 小学校、中学校もありました。教科書会社ごとに掲載されているものがあります。

○佐藤委員 そうですか。初めて聞いたような気がしましたので。了解しました。

○山根教育長 その他ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい」と発言する者あり）

○山根教育長 それでは議案第4号につきましては、提案どおり決定されました。

○山根教育長 議案第5号、第6号及び報告第1号は公開しないことといたしますので、傍聴の方は大変恐縮ですが、退席をお願いいたします。

以下、非公開

◎報告第1号 議会の議案についての市長への意見の申し出に係る臨時代理について

○山根教育長 続きまして、報告第1号「議会の議案についての市長への意見の申し出に係る臨時代理について」であります。事務局から説明をお願いいたします。

○学校支援担当部長 学校支援担当部長の木戸でございます。それでは報告第1号「議会の議案についての市長への意見の申し出にかかる臨時代理について」をご説明いたします。

令和7年5月21日招集予定の第2回定例市議会において、学校施設整備に係る予定価格5億円以上の工事請負契約に係る議案が提案される予定でございます。

このため、事前に教育委員会の意見を申し出る必要がございます。本来であれば、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会会議にお諮りした上で、教育委員会の意見を市長に述べるべきものでございますが、市長の議案作成までに教育委員会会議を開催するいとまがございませんでした。

このため、札幌市教育委員会事務委任等規則第3条「臨時代理」の規定により、教育長が臨時に教育委員会を代理して、資料中段の意見書のとおり、議案の内容は適当として意見を述べましたのでご報告いたします。

それでは議会に提出予定される議案の内容につきましてご説明させていただきます。

令和7年第2回定例市議会において提出が予定されております「議会の議決に付すべき契約に係る議案」は、資料3枚目以降のとおり、琴似小学校改築ほか工事など合わせて7件であり、整備内容に関しましては事務局において精査し、適当なものと考えております。

以上で報告第1号についてのご説明を終わります。

○山根教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(「はい」と発言する者あり)

○山根教育長 それでは報告第1号につきましては以上とさせていただきます。